

死刑を考える

2008
第12号

●主な内容●

- 日弁連死刑執行停止法案の活用を！……………11
- 10月16日は「死刑を考える日」……………12
- 無期刑受刑者の現状……………12
- 死刑制度調査会の設置及び死刑執行の停止に関する法律案(通称「日弁連死刑執行停止法案」)……………12

死刑制度問題ニュース

編集責任

日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会

日弁連死刑執行停止法案とは

日弁連は2008年3月13日、理事会において「死刑制度調査会の設置及び死刑執行の停止に関する法律案」(通称「日弁連死刑執行停止法案」)を、全会一致で承認した。

この法律案は、「我が国における死刑の制度上及び運用上の問題点にかんがみ、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うため、一定期間、死刑確定者に対する執行を停止するとともに、その間に国会及び政府の取り組みべき課題等を定め、もって刑事司法制度の改善及び基本的人権の擁護を図ることを目的とする」(第一条)。

そして、死刑制度の存廃その他死刑制度に関する事項についての調査を行うため、衆参両議院に死刑制度調査会を設け(第二条)、同調査会は、国に対して死刑に関する情報の開示を求め、公聴会の開催及び参考人の調査を行い、広く国民の意見を聴取する。また、報告書を作成して、各議院の議長に提出する(第三、四条)。同調査会は、設置の日から起算して五年を経過する日まで設置される(第五条)。

さらに、国は死刑に関する情報を公開し(第七条)、法務大臣はその間死刑の執行を命令してはならない(第八条)というものである。

つまり、①国会に死刑制度調査会を設置し、これを中心として死刑制度に関する国民的議論を尽くすこと、②死刑に関する改善を行うまでの一定期間、死刑確定者に対する死刑の執行を停止することの2つを柱とする立法の提案である。

裏面に、日弁連死刑執行停止法案の全文を掲載した。全8条の短

いものであるので、ぜひ一読いただきたい。

法律案の承認に至る経過

日弁連は2002年11月22日、理事会で「死刑制度問題に関する提言」を採択し、死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨提言した。そして同提言において死刑執行停止法要綱(骨子)案を発表した。また2004年10月8日に行われた人権擁護大会においても、死刑の存廃を含む死刑制度に関する調査を行うため衆参両議院に死刑制度調査会を設置し、死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨の死刑執行停止法を制定することを求める決議を採択した。

そして、提言・決議を実現するため、日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会を設置し、「日弁連死刑執行停止法案(委員会第一次案)」を策定した。そして、死刑問題に関して会員をはじめ多くの市民から幅広く意見を聴取するという観点から、死刑執行停止法案に関する公聴会を全国5か所で開催してきた。

また、会内でも死刑執行停止をめぐる議論し、取組を活性化するための観点から、各弁護士会に対し、二度にわたって法律案に関する意見照会を実施した。この回答を踏まえて更に議論を重ね、「委員会二次案」「委員会第三次案」を策定した。

このように長期にわたる弁護士会内外の議論の結果、前記の通り2008年3月、日弁連案として承認されるに至ったものである。死刑をめぐる提言、存置論、廃止論など様々な見解があり得るが、それ以前に、人権・適正手続・誤判防止・人道上的或いは情報公開等様々な観点から多くの問題がある。本法律案は、この点に着目して、死刑執行を一旦停止し、存廃を含

死刑適用拡大の異常な現状

2000年代に入ってから、死刑適用は異常なまでに拡大されている状況が続いている。

死刑判決は1990年代に比較して約3倍に増え、死刑執行も2か月ごとに行われるなど、さながら大量執行の様相を呈している。

む全般的な見直しを行うべきというものである。

日弁連死刑執行停止法案の活用を！

柳 重雄 (委員)

刑廃止が圧倒的に国際的な潮流となっている。死刑存置国であるアメリカや中国等でも、死刑は減縮の傾向にある。

また、2007年5月、国連拷問禁止委員会は、日本の死刑制度の問題点を端的に示し、死刑の執行を速やかに停止するよう勧告した。更に2007年12月の国連総会本会議においては、全ての死刑存置国に対して死刑の執行の停止を求める決議が、圧倒的多数の賛成で採択されるに至っている。また、同決議に先立ち、日本で死刑が執行されたことに対して、国連人権高等弁務官から強い遺憾の意が表明されるという異例の事態が生じた。そして2008年5月、国連人権理事会の審査でも、日本の死刑制度には多くの問題があり、速やかに死刑執行を停止するよう勧告を受けている。

世界では確実に死刑の廃止ないし減縮が進んでいる。しかし、日本はその動きに完全に逆行して、死刑適用の拡大を推し進めているのである。そうであるからこそ、日弁連は、死刑の持つ問題点を明らかにするとともに、死刑執行停止法案実現の観点から、会員のみならず市民を巻き込んだ運動を展開すべく、活動を続けている。

死刑に関する情報公開

死刑判決の異常な増大、死刑の大量執行等の異常な状況のもとで、死刑制度の持つ様々な問題点を明らかにし、死刑に関する国民的議論を展開することは極めて重要である。特に裁判員制度が始まり、国民が死刑制度に直接関わろうとするこの時期に、死刑制度の持つ問題点を明らかにして、市民をも含めて徹底した議論を展開することは必要不可欠というべきである。

日本の死刑制度の最大の特徴は、死刑に関する情報を国民に知らせないという密行主義にあると言われている。法律案にもあるとおり、衆参両議院に設置される死刑制度調査会において徹底した調査・議論を行うべきであり、これを国民的議論の展開につなげるためには、死刑に関する全般的な情報公開が前提である。また、裁判員裁判が始まり、国民が死刑制度に直面するのであれば、死刑に関する情報が可能な限り国民に公開することが必要不可欠である。

政府は、2007年12月の執行以来、被執行者の氏名・犯罪事実等を報道機関に対して発表するようになった。しかし、これは政府に都合のよい情報のみを公開したにすぎず、死刑に関する情報公開が進んだとは言えない。死刑に関する情報の公開は、死刑という我が国の極刑に対する国民的議論を展開するということ観点から必要である。

日弁連は、死刑執行停止法案の承認を受けて、この法案を積極的に活用し、その法制化に向けた様々な活動を始めるようとしている。また、各弁護士会にも死刑執行停止法案を送付し、各弁護士会や弁護士会連合会における取組を呼びかけているところである。

死刑執行停止法案の活用

日弁連は、死刑執行停止法案の承認を受けて、この法案を積極的に活用し、その法制化に向けた様々な活動を始めるようとしている。また、各弁護士会にも死刑執行停止法案を送付し、各弁護士会や弁護士会連合会における取組を呼びかけているところである。

死刑をめぐる提言、存置論、廃止論など様々な見解があり得るが、それ以前に、人権・適正手続・誤判防止・人道上の或いは情報公開等様々な観点から多くの問題がある。本法律案は、この点に着目して、死刑執行を一旦停止し、存廃を含

平成16年に内閣府が行った世論調査によれば、国民の約81%が死

刑制度を支持している。この結果に加え、重罰化が進行している現状のもとでは、死刑に関する議論を展開することには困難がつきまとうと思われる。しかし、我々弁護士こそ、死刑の持つ多くの看過できない問題点を最もよく理解しているというべきである。このような現状であるからこそ、我々弁護士が死刑執行停止法案を活用し、死刑の持つ問題点を広く明らかにしていくべきである。

会長声明の発表など全国からの取組を！

死刑適用が拡大している昨今、日弁連のみならず多くの弁護士会から、死刑の執行に際して会長声明が発表されている。その内容は、死刑制度につき国民的議論を尽くし、死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間、死刑の執行を停止するべきであるというものである。日弁連の提言・決議・死刑執行停止法案と趣旨を同じくする。

日弁連では1993年の死刑執行再開以来、執行のつど会長声明を発表し、法務大臣に抗議を行っていたが、各弁護士会からも死刑の執行を停止するべきである旨の声を上げ、これを集約していくとともに、広く市民に訴え、国民的議論の先駆けにしていくことが極めて重要である。そのために、全国の弁護士会でも死刑制度について活発な議論を行い、死刑制度に関するシンポジウム等の取組を行ったり、死刑執行に際しては弁護士会としての意思を会長声明等の形で発表していただきたいと考えているところである。

また、地元出身の国会議員に働きかけるなど、日弁連死刑執行停止法案をぜひ積極的に活用して、様々な取組を展開していただきたいと願っているところである。

(裏面に法律案全文を掲載)

10月16日は「死刑を考える日」

映画「休暇」で見る 死刑執行の実際

小川原 優之 (事務局長)

日弁連では、できるだけ多くの市民とともに死刑のもつ残酷性や問題点を再度考えるため、「死刑を考える日」と題して、本年10月16日午後5時30分から、弁護士会館講堂フレオにおいて、映画の上映と講演を予定しています。

上映する映画は、「休暇」(監督：門井肇、出演：小林薫、西島秀俊、大塚寧々)の予定です。映画では死刑確定者の毎日の生活、そして彼の毎日の食事を運んだり、運動させたりする刑務官の生活が描かれています。単調ながら、いつかは死刑を執行しなければならぬ相手と接する仕事です。気持ちには常に重く、ストレスが極限に達するのが、死刑執行の日です。

法務大臣が死刑の執行に必要な書類に署名し、執行の日が決まります。書類が拘留所に届き、彼と毎日の生活をともにしていた刑務官の中から、死刑執行に立ち合うメンバーが選定されます。ロープを首にかける役、床板を外すスイッチを押す役、その中で、最も敬遠される役回りは、吊るされた死刑確定者の体を下で支える「支え役」です。

ただし、務めた者には1週間の特別休暇が与えられます。ある刑

務官が、この特別休暇目当てに「支え役」を志願します。それまで人間的交流のあった彼を執行する刑務官の、様々な苦悩が演じられています。

ストーリーはもっと複雑なのですが、死刑確定者の生活、刑務官の生活、そして死刑執行の様子が具体的に描かれていて、「死刑を考える」には良い映画です。

世論調査の結果によれば、市民の8割が死刑の存続を望んでいるとされています。また、残酷な事件が連日のようにテレビで放送され、2009年5月からの裁判員制度導入後は、市民が死刑を含む量刑判断を迫られることから、死刑についての市民の関心は高まっています。

しかし、死刑確定者の日常生活や死刑執行が実際にどのようなものなのか、本場に市民に伝わっているのでしょうか。日弁連が死刑執行停止を求めている理由についても説明し、市民の理解を求めたいと思います。ぜひ、お問い合わせの上、「死刑を考える日」にご参加ください。

「休暇」公式ホームページ
http://www.eigakyuka.com/

無期刑受刑者の現状

田鎖 麻衣子 (副委員長)

近年、死刑判決が顕著に増え、死刑執行数も急増しているが、その一方で、無期(主に懲役)判決・受刑者の数もそれを上回る勢いで増えていることはあまり知られていない。

【表1】は、過去10年間における、刑期10年を超える長期刑の新規受刑者の実数の推移を表したものである。1997年から2006年までの10年間で、長期受刑者の数が3・85倍にふくれあがっていることがわかる。

この間、殺人・強盗殺人事件の認知件数は横ばいないし減少傾向にある。つまり、無期判決・受刑者の増加は、死刑の増加とともに、全体的な厳罰化傾向の顕著な現れであることがわかる。

ところが、無期受刑者がこれだけ増加しているにも関わらず、仮釈放者の数は減少を続け、現在で

は社会に出てくる者はほとんどいない。

1990年代において、すでに仮釈放者の平均在所期間は20年を超えていた【表2】。それでも90年代の前半には年間20名近くの者が仮釈放されていたが、2000年代になると仮釈放者の数は顕著に落ち込み、00～07年の平均で年間7名、直近の2年間をみると僅かに3名となっている。

2007年に仮釈放された者のうち2名はいったん仮釈放され、それが取り消された後に再び仮釈放された者であり、これらの者の平均在所期間は明らかにされていない。残る1名の服役期間は31年10ヶ月と、ついに30年を超えた。これは2004年の刑法改正で長期懲役の上限が30年に引き上げられた当時から予想された結果ではあるが、それにしても最近マスコミで取り沙汰されている、「無期」といっても10年経てば仮釈放になる」という議論がいかにも現実とかけ離れた誤った情報であるかが、見て取れるであろう。

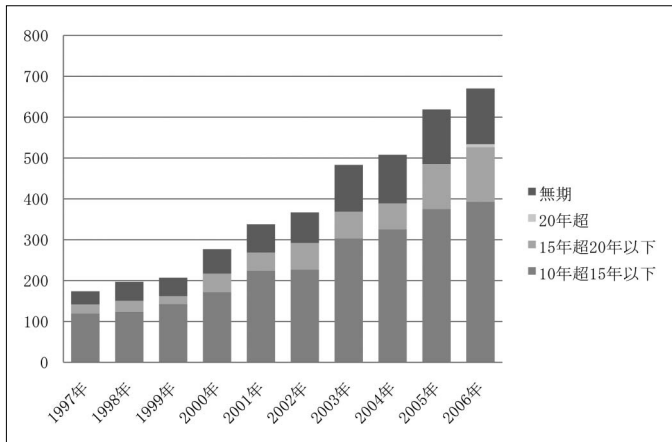
2008年4月1日現在、25年以上服役している無期受刑者は192名、うち最も長い者は55年以上服役し、年齢は86歳である。しかし1999年時点では、25年以上の服役者は67名に留まっていた。毎年10数名の無期受刑者が獄中で死亡しているにもかかわらず、これだけ長期服役者が増加していることは、現状の無期刑がまさに「終身刑」(注)そのものとして示している。

そのうえ、2007年には更生保護法が成立し、仮釈放審理にあたっての被害者等からの意見聴取手続が法定され、本年から施行されている。従来の実務の制度化とはいえず、無期受刑者にとって、仮釈放がますます遠く状況にあることは間違いない。

今、法務省は、閉ざされてきた無期刑の実態をようやく明らかにしつつある。裁判員制度の実施を目前に控えた今こそ、まずは正確な実態の把握と共有が、弁護士の間で広くなされなければならない。

(注)「終身刑」とは、国際的には有期刑も含めた長期の刑を指すものとして使われており、仮釈放の可能性がまったくない制度は、世界的にも稀である。

【表1】 刑期10年を超える新規受刑者の実数



【表2】

年次	無期刑確定人員	無期刑年末収容人員	無期刑受刑中死亡人員	無期刑仮釈放者人員	無期刑仮釈放者平均在所期間
1993 (H05)	27	883	(資料なし)	17	18年1月
1994 (H06)	35	894	同上	19	18年3月
1995 (H07)	35	909	同上	16	20年
1996 (H08)	34	923	同上	7	20年5月
1997 (H09)	32	938	同上	12	21年6月
1998 (H10)	45	968	6	15	20年10月
1999 (H11)	48	1002	9	9	21年4月
2000 (H12)	59	1047	9	7	21年2月
2001 (H13)	68	1097	12	13	22年9月
2002 (H14)	82	1152	18	6	23年5月
2003 (H15)	117	1242	11	14	23年4月
2004 (H16)	115	1352	15	1	25年10月
2005 (H17)	134	1467	12	10	27年2月
2006 (H18)	135	1596	15	3	25年1月
2007 (H19)	89	1670	13	3	31年10月

死刑制度調査会の設置及び死刑執行の停止に関する法律案 (通称「日弁連死刑執行停止法案」)

2008年3月13日 日本弁護士連合会

(趣旨)

第1条 この法律は、我が国における死刑の制度上及び運用上の問題点にかんがみ、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うため、一定期間、死刑確定者に対する執行を停止するとともに、その間に国会及び政府の取り組むべき課題等を定め、もって刑事司法制度の改善及び基本的人権の擁護を図ることを目的とする。

(死刑制度調査会の設置)

第2条 衆議院及び参議院(以下「両議院」と総称する。)は、死刑制度の存廃その他死刑制度に関する次に掲げる事項についての調査を行うため、各議院に死刑制度調査会を設ける。

- 一 死刑制度の運用状況
- 二 死刑を法定刑とする罪に係る事件(以下「死刑事件」とする。)の量刑の実情
- 三 死刑事件に関する誤判防止のための刑事司法制度の在り方
- 四 死刑に直面する者に対する権利保障、死刑確定者の処遇等
- 五 世界における死刑制度の動向

- 六 死刑の犯罪抑止効果及び死刑執行停止期間中の犯罪情勢の推移
- 七 死刑に代わる最高刑の在り方
- 八 死刑を法定刑とする犯罪の範囲の適否

(死刑制度調査会の権限等)

第3条 死刑制度調査会は、前条の調査に関し必要があるときは、国に対し、死刑に関する情報の開示を求めすることができる。

2 死刑制度調査会は、前条の調査のため、公聴会の開催及び参考人の調査を行い、広く国民の意見を聴取する。

(報告書の提出)

第4条 死刑制度調査会は、第2条の調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、これをそれぞれの議院の議長に提出するものとする。

(設置期間)

第5条 死刑制度調査会の設置期間は、その設置の日から起算して5年を経過する日までとする。

(委任)

第6条 第2条から前条までに規定するもののほか、死刑制度調査会に関する事項は、両議院がそれぞれの規則で定めることができる。

(死刑に関する情報公開)

第7条 国は、死刑に関する国民的な議論を行い、国会における死刑制度に関する調査に資するため、死刑に関する情報を公開しなければならない。

(死刑の執行の停止に関する刑事訴訟法の特例)

第8条 法務大臣は、この法律の施行の日から、第5条に規定する死刑制度調査会の設置期間の末日までの間、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第475条の規定にかかわらず、死刑の執行を命令してはならない。

附 則

この法律は、政令で定める日から施行する。